

愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ設置要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の改正を踏まえ、愛知県障害者差別解消推進条例の改正に関し検討を行うため、愛知県障害者施策審議会条例（昭和47年3月29日条例第6号）第8条の規定に基づき設置する愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ（以下、「ワーキンググループ」という。）について、必要な事項を定める。

（構成）

第2条 ワーキンググループは、別表に定める者をもって構成し、愛知県障害者施策審議会会長の指名する構成員が、ワーキンググループの会務を総理し、座長となる。
2 座長に事故があるとき又は座長が不在のときは、会長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代理する。

（運営）

第3条 ワーキンググループは、愛知県福祉局福祉部障害福祉課長が招集する。
2 ワーキンググループの設置は、令和4年3月31日までとする。

（ワーキンググループ会議の公開）

第4条 ワーキンググループの会議は原則公開とする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年3月28日条例第19号）第7条各号に規定する不開示情報が含まれている事項について審議する場合又は会議を公開することにより当会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、ワーキンググループがその一部又は全部を公開しない旨の決定をした時はこの限りではない。

（庶務）

第5条 ワーキンググループの庶務は、愛知県福祉局福祉部障害福祉課において行う。

（雑則）

第6条 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年 月 日から施行し、令和4年3月31日をもって廃止する。